

平成30年第三回八丈町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

平成30年9月5日（水曜日）午前9時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 散会時刻の決定
- 第 3 議案第57号 八丈町職員定数条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第58号 八丈町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第59号 八丈町公衆便所条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第60号 八丈町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第61号 平成30年度農地防災事業樫立登立水路改修工事請負契約
- 第 8 議案第62号 平成30～31年度公営住宅整備事業中道団地G棟建築工事請負契約
- 第 9 議案第63号 高規格救急自動車購入契約
- 第10 議案第64号 高度救命用資機材及び医療資機材購入契約
- 第11 議案第65号 学校給食運搬車購入契約
- 第12 議案第66号 熱風消毒保管機購入契約
- 第13 認定第 1号 平成29年度八丈町水道事業会計決算認定について
- 第14 認定第 2号 平成29年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算認定について
- 第15 認定第 3号 平成29年度八丈町病院事業会計決算認定について
- 第16 報告第 2号 平成29年度八丈町病院事業会計継続費精算報告について
- 第17 議案第67号 平成30年度八丈町水道事業会計資本金の額の減少について
- 第18 議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

出席議員（12名）

1番	沖山恵子君	2番	浅沼憲春君
3番	小川一君	4番	山下巧君
5番	山本忠志君	7番	菊池睦男君
8番	岩崎由美君	9番	奥山幸子君

10番 奥山博文君

12番 小澤一美君

13番 水野佳子君

14番 土屋博君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	公営企業 管理者	關村三男君
教育長	佐藤誠君	消防長	瀬筒穰君
総務課長	山越整君	企画財政 課長	佐々木眞理君
主幹 (企画 財政課)	佐藤真一君	税務課長	福田高峰君
住民課長	奥山拓君	福祉健康 課長	奥山勉君
主幹 (福祉 健康課)	田村久美君	建設課長	和田一宏君
主幹 (建設課)	瀬筒国治君	課長補佐 (建設課)	八洲進君
産業観光 課長	沖山昇君	主幹 (産業 観光課兼 教育課)	笹本博仁君
企業課長	菊池正勝君	病務院 事務長	菊池良君
教育課長	高橋太志君	会計課長	高野秀男君
代表 監査委員	浅沼拓仁君	住民課 環境係長	小野高志君
企業課 經理係長	岡野豊広君		

事務局職員出席者

事務局長	浅沼房徳君	書記	菊池拓君
書記	奥山徳夫君	書記 (録音)	土屋巧君

◎開議の宣告

○議長（土屋 博君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

よって、平成30年第三回八丈町議会定例会 2 日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため、町長、公営企業管理者、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

○議長（土屋 博君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋 博君） 日程第1、会議録署名議員に、12番、13番を指名いたします。

◎散会時刻の決定

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第2、散会時刻の決定でございますが、会議終了次第、散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第3、議案第57号 八丈町職員定数条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、消防長。

○消防長（瀬筒 穰君） おはようございます。

書類番号の6番でございます。

議案第57号 八丈町職員定数条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成30年9月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

八丈島空港消防業務及び自治体消防業務の適正な人員配置に向けた対応をするべく本条例を改正する必要があるので、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

八丈町職員定数条例の一部を改正する条例。

これは現在、八丈町消防職員の定数が23となっておりますけれども、これを28に改めるというものでございます。

この条例は、平成31年4月1日から施行したいと考えております。

5名の根拠は、先日、全員協議会で説明したとおりでございます。ただその中で、少し説明が足りないところがあったので、ここで少し補足をさせていただきたいと思っております。

空港消防要員は13名で運用しておりまして、空港消防活動に事実上必要な人員7名は満たしています。自治体消防の人員が不足しているため、空港消防要員を確保して対応している。その際、必要要員である7名を割ることがあるというふうに説明をいたしました。

肝心の空港消防業務に関してなんですけれども、空港消防要員が不足した場合、7名を割った場合、非番職員等呼び上げて対処しておりまして、決して不足のままにしているわけではないということを補足したいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第3、議案第57号 八丈町職員定数条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第4、議案第58号 八丈町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） それでは、書類番号の6番の次になります。

議案第58号 八丈町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成30年9月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

事業系一般廃棄物の排出抑制、リサイクル推進並びに排出量に応じた負担の適正化を図るため、廃棄物処理手数料を改定する必要があるので、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

八丈町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

こちら、内容といたしまして、文言の訂正、また真ん中にございます別表1、手数料額の改定でございます。さきの全員協議会におきましてご説明いたしました、事業系一般廃棄物の手数料を現行の4円から、段階的に3年をかけまして10円に改定するというものですので、よろしくをお願いいたします。

附則。第1条、この条例は平成31年4月1日から施行する。

また、その下にございます経過措置第2条にございますけれども、平成表記、いろいろ出されておりましたけれども、現段階でこのような表記しかできないということで、この平成元号の32年、33年はご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

9番。

○9番（奥山幸子君） 別表の中で、動物の死体1体につき500円となっているんですけども、これまで無料だったんですか。それとも……。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） こちらは、今まで大動物、小動物という区分けがありました。そ

れで金額は手数料が500円ということだったんですけれども、大動物は今現在、クリーンセンターのほうでは引き取ってなくて、化製場での埋却ということになっていますので、この動物の死体は犬、猫に限定してまとめさせてもらったということでの表記です。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） クリーンセンターにお願いすると受けとってくれていたんですけれども、無料なんですよね。500円というのは適正な価格だと思いますので、きちんと取るようにお願いしたいんですけれども。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 条例どおりいただくようにします。

（奥山（幸）議員「はい、お願いします」の声あり）

○議長（土屋 博君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第4、議案第58号 八丈町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第5、議案第59号 八丈町公衆便所条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） その次になります。

議案第59号 八丈町公衆便所条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成30年9月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

八丈町が設置する公衆便所について、施設の廃止等により条例を整備する必要があるので、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

八丈町公衆便所条例の一部を改正する条例。

こちら文言の訂正、また老朽化しておりました八重根漁港上にございました公衆トイレがございます。その反対側に東京都さんのほうで新設いたしましたトイレの完成と、また供用開始に伴いまして、こちらの八重根の漁港の公衆トイレを廃止するというものとなっておりますので、よろしくをお願いいたします。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第5、議案第59号 八丈町公衆便所条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第6、議案第60号 八丈町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、建設課主幹。

○建設課主幹（瀬筒国治君） 議案第60号 八丈町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成30年9月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

道路占用物件の細分化とともに、道路占用料及び単位の適正化を図るため、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

八丈町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

ここに書かれてある主な内容といたしましては、現行の道路占用料徴収条例が昭和34年12月8日に施行され、その後、46年4月1日に改正されたものでありますので、占用料の適正化を図るために占用物件の細分化とともに占用料の見直しを行ったものでございます。

具体的には、第2条の第2項及び第3項を次のように改めるということで、次ページ以降の別表の改正に伴いまして、別表の改正というのは、先ほど申し上げた占用物件の細分化と単位の見直し、または占用料の改正でございますけれども、その別表の改正に伴いまして、第2条第2項、第3項をここに書かれてある内容で改正をさせていただきたいと思っております。また、第4項、第5項につきましては、この別表の改正に伴って追加をさせていただいている項目でございます。

また、主な内容の2点目としまして、第3条、こちらは占用料の免除にかかわる条文でございますけれども、この免除の条文のうち第2号を削りまして、第3号を第2号として1号ずつ繰り上げるということでございます。第2号の内容については、第9号に含めるという形になっております。

附則、この条例は平成31年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） これ、町道に限られているんですけども、ほかの町有地も、道路に関係なくこういう電柱なり使用されている場所はあると思うんですけども、それに関しても同額と見てよろしいですか。

○議長（土屋 博君） 建設課長。

○建設課長（和田一宏君） 町有地に関しましては、ほかの条例がありまして、その条例にのっとって使用料をいただくということになっております。

○議長（土屋 博君） いいですか。

（奥山（博）議員「いいです」の声あり）

○議長（土屋 博君） ほかに。

8番。

○8番（岩崎由美君） 8番。

この金額の算出というか根拠というのか、それが適正な料金かというのはなかなか私たちにもよくわからないんですが、7円とか9円とか、結構半端な数字もありまして、これはどういうふうな根拠でこの数字が出るんでしょう。

○議長（土屋 博君） 建設課主幹。

○建設課主幹（瀬筒国治君） こちらは、もともと道路法施行令の中の第五級地域という地域に八丈町が当たっております。そちらのほうに単価表が載っているんですけども、それをもとに東京都、また大島町のほうで、現在施行されている条例を参考にしまして、こちらの金額のほうを算定させていただきました。

（岩崎議員「わかりました」の声あり）

○議長（土屋 博君） いいですか。

（岩崎議員「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第6、議案第60号 八丈町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第7、議案第61号 平成30年度農地防災事業極立登立水路改修工事請負契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） それでは、書類番号の7番をお願いいたします。

議案第61号 平成30年度農地防災事業極立登立水路改修工事請負契約。

上記議案を提出する。

平成30年9月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

平成30年度農地防災事業極立登立水路改修工事請負契約。

平成30年度農地防災事業極立登立水路改修工事施行のため、下記のとおり請負契約を締結する。

1、契約の目的。平成30年度農地防災事業極立登立水路改修工事。

2、契約の方法。指名競争入札による契約。

3、契約金額。5,778万円。

4、契約の相手方。東京都八丈島八丈町大賀郷2686番地、国司建設株式会社、代表取締役、鈴木國司。

5、支出科目については省略させていただきます。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

本工事の工期ですけれども、来年、平成31年3月21日までとなっております。

工事内容につきましては、産業観光課長よりご説明申し上げます。

○議長（土屋 博君） 説明、産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） それでは、資料を1枚おめくりいただきまして、横の図面になります。

場所は、工事の施工箇所につきましては、極立の教員住宅を入りますところになりますが、色塗りをしております2つの水路、これに挟まれている箇所が実は極立のふれあいの湯になります。その両脇にある水路の改修工事になりますが、1号排水路、2号排水路とございま

して、合計で今年度の工事延長につきましては425メートルを予定しております。

現況でございますが、左下の写真にありますように、鉄製のコルゲートの水路になっております。水路の中、大分ちょっと色、小さくて見にくいかと思うんですが、黒っぽく見えるところは、これは一応腐食をしている部分でして、大分穴があいている状況にもなっております。そちらのところをコンクリート製のL型水路、U型側溝、それからU型フリューム、ボックスカルバートといった材料への交換をまいります。

一応、この工事につきましては、全体計画として再来年、平成32年まで、2020年までという計画を現在しているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

8番。

○8番（岩崎由美君） ちょっと全協でも出たんですけれども、これ全部コンクリート製の底に流すやつですよ。それで、この道路、この排水溝が出るところというのは、黒砂の向こう側の川に行くことになるんですか。

○議長（土屋 博君） 産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） 今現在、排水路として使われているところでございますが、その部分に流れているというところになります。

○議長（土屋 博君） 8番。

○8番（岩崎由美君） 最近、やっぱり集中豪雨とかそういうことがあって、これ全部コンクリートにして排水とか浸透するようなところがないと、全部一旦にここの水が集中してここの水道の許容量というか、あれは大丈夫な計算になっているんですか。

○議長（土屋 博君） 産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） それにつきましては、設計段階で最大雨量等の計算をさせていただいて、設計をしているところでございます。

○議長（土屋 博君） 8番。

○8番（岩崎由美君） ということは、やっぱり排水の出てる、川に注ぐところに関してもしっかりと工事をするということですか。

○議長（土屋 博君） 産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） 一応、この計画につきましては、今現段階では都道のところ

までというところで計画をいたしておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） ほかに。

10番。

○10番（奥山博文君） 10番。

設計段階で最大雨量と言いましたけれども、すごいですよね、今、集中豪雨でね。時間100ミリとかさ。どこら辺までの設計でやっているわけ、大体。

○議長（土屋 博君） 産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） 最大の雨量と私も申し上げましたが、今現在、考えられるところではあると思いますが、ごめんなさい、申しわけありませんが、ちょっとその数値的なところは私のほうでちょっと記憶しておりません。申しわけありません。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） だから、ある程度みんなそういう計画で設計されてつくられているところが氾濫したりしているわけだよね。ここがどうのこうのじゃないけれども、ぜひとも今は自然災害がこういう状態だから、多目に、八丈はそれじゃなくとも雨が多いところだし、続くし、ぜひともわかるように説明ができるように、後で溝だ、何だかんだ言わないような、そういう説明してください。いいです。

○議長（土屋 博君） 産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） 承知しました。

○議長（土屋 博君） 8番。

○8番（岩崎由美君） 関連なんですけれども、やはりコンクリートで全部どわっと流すというよりも、例えば上流のほうはもっと工夫する、例えば少し浸透できるようなところがあったりとか、そういった国司さんのほうも、いろいろこれまで溶岩使った工法なんかもやって経験があると思うので、そういうところも相談しながらやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（土屋 博君） 産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） この設計につきましては、一応調査等もいたしまして、それでやっておりますが、そのときにまた相談をしながらできればというふうには思います。

以上でございます。

○議長（土屋 博君） いいですか。

（岩崎議員「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） 5番。

○5番（山本忠志君） 5番です。

私、樫立の住民なんですけれども、この登立ヶ原の水路は、昔はこんなさびつくような流れはなかったんですね。何でさびているかという、上流のふれあいの湯が塩分の濃い温泉なものですから、これが全部ここに流れていって激しい腐食になっているわけなんですよね。これはやっぱりコンクリートにしてしっかりと排水が進むように、それは今の現代科学を用いたやり方もあろうかと思うんですけれども、ぜひしっかりとしたものをつくっていただきたいというふうに、これは要望をお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 要望でいいですね。

（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（土屋 博君） ほかに。いいですか。

（岩崎議員「関連」の声あり）

○議長（土屋 博君） 8番。

○8番（岩崎由美君） 今、山本議員から排水が全部流れるということなんですけれども、温泉の排水ってそういうところに流してもいいことになっているのでしょうか。ちょっと課が違いますけれども、参考までに。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） おはようございます。

一応、温泉のほうの保健係のほうに確認したところ、その排水は法に沿ったもので問題はないということでした。

○議長（土屋 博君） いいですか。先に進んでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第7、議案第61号 平成30年度農地防災事業極立登立水路改修工事請負契約は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、審議に入る前に、日程第8の案件については、地方自治法第117条の規定により、12番、小澤一美君の退席を求めます。

（12番 小澤一美君 退席）

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第8、議案第62号 平成30～31年度公営住宅整備事業中道団地G棟建築工事請負契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） ただいまの図面の次でございます。

議案第62号 平成30～31年度公営住宅整備事業中道団地G棟建築工事請負契約。

上記議案を提出する。

平成30年9月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

平成30～31年度公営住宅整備事業中道団地G棟建築工事請負契約。

平成30～31年度公営住宅整備事業中道団地G棟建築工事施行のため、下記のとおり請負契約を締結する。

1、契約の目的。平成30～31年度公営住宅整備事業中道団地G棟建築工事。

2、契約の方法。指名競争入札による契約。

3、契約金額。金1億208万1,600円。

4、契約の相手方。東京都八丈島八丈町三根181番地5、有限会社沖山興業、代表取締役、沖山建夫。

5、支出科目。こちらにつきましては継続事業ということでございまして、会計年度につきましては平成30年度、31年度の2カ年になってございます。科目については省略させていただきます。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

本工事の工期ですけれども、継続事業ということで、平成31年5月31日までとなっております。

います。

工事内容につきましては、建設課長よりご説明申し上げます。

○議長（土屋 博君） 説明、建設課長。

○建設課長（和田一宏君） 説明資料につきましては、1階平面図、2階平面図、立面図と3枚をつけさせていただいております。説明につきましては、1階平面図で説明をさせていただきます。

鉄筋コンクリート造2階建て共同住宅1棟、建築面積は171.3平米、延べ床面積が280.98平米と、鉄筋コンクリート造平屋建てプロパンボンベ庫とごみ置き場17.25平米を建築するものです。共同住宅の間取りにつきましては、1階、2階とも1LDK、各1戸、2LDK、各1戸、4世帯分の住宅になっております。1階部分についてはバリアフリーの住宅となっております。

説明は以上です。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） これに直接は関係ないんだけど、中道団地に関してはこれで終わるかな、まだ続くのかな、中道。

○議長（土屋 博君） 建設課長。

○建設課長（和田一宏君） 坂下の住宅につきましては、これで一旦建設は終了いたしまして、公営住宅等長寿命化計画にのっとり修繕をしながらもたせていくと、そういうような計画になっております。

（奥山（博）議員「中道は終わりね」の声あり）

○建設課長（和田一宏君） 終わりです。

（奥山（博）議員「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） 4番。

○4番（山下 巧君） 町営住宅は、幾つかめぐってみると金属部分の劣化がすごく激しくて、塩害地区対応の金属を使わないと照明とか、あと消火器、そういった金属部分が、劣化が非常に激しい。そういったのは塩害対策用なものを使用しているかどうか、お尋ねしたい。

○議長（土屋 博君） 建設課長。

○建設課長（和田一宏君） 塩害対策かどうかはちょっとわかりませんが、そういった

ものについては、危険があるとかいうものにつきましては、常時、交換なり修繕なりをしていくようにしております。

○議長（土屋 博君） 4番。

○4番（山下 巧君） すみません、もう一つ。共同で利用する廊下とかが、やはり掃除がされていないところもありますけれども、その塩害もそうですが、水で流すのは非常に効果的かなと思うんです。そのときに、水道が上のほうにあると一気に流せたり掃除ができると思うんですが、そういう考えはございますか。

○議長（土屋 博君） 建設課長。

○建設課長（和田一宏君） 坂下地区につきましては、今回の中道のG棟で終わりということで、今後、建設する予定がありませんので、そういった対策はなかなか難しいと考えております。

（山下議員「はい。終わります」の声あり）

○議長（土屋 博君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第8、議案第62号 平成30～31年度公営住宅整備事業中道団地G棟建築工事請負契約は、原案どおり可決いたしました。

12番、小澤一美君の復席を求めます。

（12番 小澤一美君 復席）

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第9、議案第63号 高規格救急自動車購入契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） ただいまの図面の次でございます。

議案第63号 高規格救急自動車購入契約。

上記議案を提出する。

平成30年9月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

高規格救急自動車購入契約。

高規格救急自動車購入のため、下記のとおり購入契約を締結する。

1、購入の目的。平成11年度に配備された救急自動車の老朽化に伴い、更新代替し、救急活動の万全を図る。

2、契約の方法。指名競争入札による契約。

3、契約金額。金2,209万2,267円。

4、契約の相手方。東京都八丈島八丈町三根1948番地2、株式会社八丈島自動車整備工場、代表取締役、山下卓哉。

5、支出科目については省略をさせていただきます。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めます。

本救急車の納期ですけれども、平成31年3月25日までとなっております。

車両の仕様については、消防長よりご説明申し上げます。

○議長（土屋 博君） 説明、消防長。

○消防長（瀬筒 稔君） お手元の資料としまして、救急車のサイズ表と、それから救急医療資機材の積載状況のイメージ図を添付させていただきました。

これは、救急2号車のほうの買い替えという形になるんですけれども、現在、救急2号車につきましては、2次救急出動やメーンの救急1号車が車検だったり修理だったりしたときなどの代替として運用しております。2B型救急自動車といいまして、高規格救急自動車ではないため、救急資機材の積載や救命士の行う救命処置にも車内スペースが狭く、活動に支障を来しているところでもあります。さらに、初年度登録から18年が経過しているため老朽化も激しく、高規格救急自動車の購入となったものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

9番。

○9番（奥山幸子君） 前の車が18年ということですがけれども、結構長く使ったようだけれども、この車の耐用年数というのはどのくらいなんですか。

○議長（土屋 博君） 消防長。

○消防長（瀬筒 穰君） 大体、10年から15年ぐらいと考えております。たしかそのぐらいだったと思います。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） この車に搭載する最新技術というか、その機材を入れると思うんですけれども、そういう機材を、本当に日進月歩で変わっていくと思うんですけれども、そういうものにも対応できるような車なんでしょうか。

○議長（土屋 博君） 消防長。

○消防長（瀬筒 穰君） 救急医療資機材につきましては、次の議案でありますけれども、今の最新のものを入れるような形にしております。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 10番。

認識として、これ東京で走っている救急車と同程度という認識でいいんだよね。

（「はい」の声あり）

○10番（奥山博文君） はい、わかりました。

○議長（土屋 博君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第9、議案第63号 高規格救急自動車購

入契約は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第10、議案第64号 高度救命用資機材及び医療資機材購入契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） ただいまの図面の次でございます。

議案第64号 高度救命用資機材及び医療資機材購入契約。

上記議案を提出する。

平成30年9月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

高度救命用資機材及び医療資機材購入契約。

高度救命用資機材及び医療資機材購入のため、下記のとおり購入契約を締結する。

1、購入の目的。救急自動車内での救命士による処置に必要な除細動等の資機材を購入し、救命率向上を図る。

2、契約の方法。指名競争入札による契約。

3、契約金額。金772万2,000円。

4、契約の相手方。東京都文京区本郷1丁目28番36号、有限会社高安医科、代表取締役、高安芳一。

5、支出科目については省略させていただきます。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めます。

本資機材の納期ですけれども、平成31年3月25日までとなっております。

購入内訳については、消防長よりご説明申し上げます。

○議長（土屋 博君） 説明、消防長。

○消防長（瀬筒 穰君） ただいまの高規格救急自動車購入に伴いまして、資機材も新たに購入するということでございます。

資料といたしまして、資機材の内容の一覧表を添付してございます。よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

4番。

○4番（山下 巧君） すみません。島外の指名業者としては、何件ぐらい指名しているんでしょうか。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） 指名業者でございますけれども、6件指名してございます。ですが、4者につきましては事前に辞退をいただいております、実際入札したのは2者ということでございます。

（山下議員「はい、ありがとうございます」の声あり）

○議長（土屋 博君） いいですか、4番。

（山下議員「じゃ、もう一つ」の声あり）

○議長（土屋 博君） 4番。

○4番（山下 巧君） 一番高額なのがAEDの機械かと思うんですけれども、島の中でこの使用頻度といたしますか、どのぐらい活躍しているかちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（土屋 博君） 消防長。

○消防長（瀬筒 穰君） 申しわけないですけれども、正確な数字というのは今、手元に拾っておりませんので、はっきりとは申し上げられないんですけれども、近年、救急救命講習でAEDの講習を受けられる方、毎年100名以上、大体受けていただいております。その成果もあると思うんですけれども、結構一般の方がAEDを装着して実際にショックを打って社会復帰をさせたという症例も出ております。そういったことから……。一般の方の救急のあれでいいんですよね。救急隊のですか。

○議長（土屋 博君） 4番。

○4番（山下 巧君） 救急隊と、あと島全体に置いてある……。

○議長（土屋 博君） 消防長。

○消防長（瀬筒 穰君） 一般の方に関しましては、かなり積極的にAEDを使っただけのようにはなっております。実際に社会復帰をさせたという事例もあります。救急隊は、もちろん現場に行って意識状態が悪い場合には、もうすぐ除細動をつけますので、それによって救急隊のショックによって心拍が再開したという症例は、もう何件もあります。

（山下議員「はい、ありがとうございます」の声あり）

○議長（土屋 博君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第10、議案第64号 高度救命用資機材及び医療資機材購入契約は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第11、議案第65号 学校給食運搬車購入契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） ただいまの内訳書の次でございます。

議案第65号 学校給食運搬車購入契約。

上記議案を提出する。

平成30年9月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

学校給食運搬車購入契約。

学校給食運搬車購入契約のため、下記のとおり購入契約を締結する。

1、購入の目的。既存車両の老朽化が著しく、購入により衛生管理及び安心・安全な給食の提供を図る。

2、契約の方法。指名競争入札による契約。

3、契約金額。金671万7,600円。

4、契約の相手方。東京都八丈島八丈町大賀郷2754番地1、株式会社八丈建機サービス、代表取締役、須貝純一。

5、支出科目については省略させていただきます。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めます。

本車両の納期につきましては、平成31年3月29日までとなっております。

車両の仕様については、教育課長よりご説明申し上げます。

○議長（土屋 博君） 説明、教育課長。

○教育課長（高橋太志君） おはようございます。

本件は、老朽化した坂上用の学校給食運搬車を購入するものです。

乗車定員3名、最大積載量2トンになります。

図面のちょうどこの荷台の構造なんですけれども、内部で前後2分割されており、前方部は冷蔵、後方が常温対応になっております。また、冷蔵部サイドに片開きのドア、常温部サイドに引き戸2枚タイプのドア、リア部分には観音開きのドアを設置しております。本件は特別注文品となります。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） 10番。

これ、今までの車両と大きさ、幅とか高さとか、そういうのは全然変わらないのか。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） これは、特に高さなんですけれども、給食センターから給食を物に入れて出すときに、ちょうどレベルが同じにならないと、この荷台に積み込むのが簡単できませんので、今と同じような仕様で出しております。

（奥山（博）議員「わかりました」の声あり）

○議長（土屋 博君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第11、議案第65号 学校給食運搬車購入契約は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第12、議案第66号 熱風消毒保管機購入契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長(佐々木真理君) ただいまの図面の次でございます。

議案第66号 熱風消毒保管機購入契約。

上記議案を提出する。

平成30年9月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いします。

熱風消毒保管機購入契約。

熱風消毒保管機購入のため、下記のとおり購入契約を締結する。

1、購入の目的。学校給食で使用する大量の食器を確実に消毒、乾燥及び保管し、衛生管理を徹底する。

2、契約の方法。指名競争入札による契約。

3、契約金額。金707万4,000円。

4、契約の相手方。東京都大田区東六郷3丁目15番8号、日本調理機株式会社、本社第1営業部長、早川桂司。

5、支出科目については省略させていただきます。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めます。

本保管機の納期は、平成30年11月30日までとなっております。

保管機の仕様については、教育課長よりご説明申し上げます。

○議長（土屋 博君） 説明、教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 本件は、八丈町給食センター内に設置されている熱風消毒保管機を老朽化により交換するものです。

熱風消毒保管機は、洗い終わった食器を熱風で乾燥させるとともに、高温での消毒を行う機械になります。

図面の表面、こちら収納かご数40かごの保管機1機と、こちら裏面になりますが、こちらが収納かご数50かごの保管機2機の購入になります。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

1 番。

○1 番（沖山恵子君） 町内の小・中学生の人数、どんどん減っていると思うんですけども、この40かご、50かごで何人分ぐらいの食器が消毒できるのか、その数は適正なのか。今後、多分、学生数が減っていくと思うんですけども、それを踏まえての購入なのか教えてください。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） こちらの熱風消毒保管機は、今あるものと大体、同等品のものになります、数も。今の学校の人数には十分対応できていますし、今後、ちょっと増減があっても、それに対しても対応できるようなかご数で、今回の契約をしたいと思っております。

○議長（土屋 博君） 1 番。

○1 番（沖山恵子君） 増減と言いましたけれども、なかなか増ということはないと思うんですね。ちょっと気になったのが、40機と50機とおっしゃったんですけども、40機と40機でも対応できるのではないのかなと思ったので、何人分できますかということで質問したんですけども、同等ということではなくて、人数減っているんだったら少ない人数で小さなものを買ったほうが安く済むのではないのかなとも思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 給食におきましては、当日のメニューによっても食器数が変わったりもしますので、そういった点も含めて、この数がないと今の給食は提供できないというふうに考えております。

(沖山議員「いいです」の声あり)

○議長(土屋 博君) よろしいですか。

ほかに。

(発言する者なし)

○議長(土屋 博君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第12、議案第66号 熱風消毒保管機購入契約は、原案どおり可決いたしました。

◎認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第13、認定第1号 平成29年度八丈町水道事業会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、企業課長。

○企業課長(菊池正勝君) 書類番号8をお願いいたします。

認定第1号 平成29年度八丈町水道事業会計決算認定について。

平成30年9月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成29年度八丈町水道事業会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付します。

では、まず初めに、管理者のほうから決算概要のほうを申し上げます。

○議長（土屋 博君） 説明、企業管理者。

○公営企業管理者（關村三男君） 29年度の水道事業会計の決算につきましては、よろしくお願ひいたします。

29年度も、水道事業につきましては、非常に厳しい中での経営状況でございました。私どもとしましては、従業員の人数も減らしながら経営努力に努めているわけなんです、残念ながら黒字という数字がちょっと見えてこない状況にございますので、これからも頑張ってやっっていこうというふうに考えております。

今回も収益的な面もありますが、やっぱり人口減とかそういうのがございまして、数字的には幾らか下回っている状況でございます。

詳細につきましては、企業課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（土屋 博君） 説明、企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） それでは、平成29年度八丈町水道事業会計決算書のほうをご用意お願ひいたします。水道事業会計決算書のほうでございます。

1枚めくりまして、水の1ページのほうをお願ひいたします。

平成29年度八丈町水道事業会計決算報告書。

収益的収入の決算額でございますけれども、4億6,518万1,307円でございます。

内訳といたしましては、第1項営業収益2億7,478万3,383円で、28年度と比較いたしまして、有収水量が3万1,200立方メートルほど減少したことにより、消費税抜きでは411万9,000円ほど減額になっております。

第2項営業外収益につきましては1億7,979万5,738円ございまして、主なものにつきましては、簡易水道事業に係ります企業債の償還利子、職員の基礎年金拠出金、職員の児童手当及び生活保護者、高齢者、漏水等の水道料免除に係る一般会計の補助金、長期前受金戻入、資本的収入に繰り入れました一般会計補助金を長期前受化せずに収益化いたしました資本費繰入収益でございます。

第3項特別利益、こちら1,048万円は過年度の職員の基礎年金拠出金、児童手当分の一般会計補助金と損益の修正によるものでございます。

次に、下の収益的支出の決算額でございます。決算額につきましては、4億5,890万6,666円となりました。

内訳といたしましては、第1項営業費用4億2,744万8,026円、これは職員の人件費、施設の維持管理費、減価償却費、固定資産の除却費が主なものでございます。

第2項営業外費用3,145万1,916円、これにつきましては企業債の利息、退職給与金の償却、消費税の納付額でございます。

第3項特別損失6,724円でございます。

次のページになります。水の2ページのほうをお願いいたします。

資本的収入の決算額でございますけれども、2億5,711万1,000円で、内訳といたしましては、第1項企業債1億700万円、第2項一般会計補助金1,199万3,000円、こちらにつきましては簡易水道事業に係る企業債の元金償還金に対するものでございます。

第3項都支出金1億3,811万8,000円でございます。

資本的支出の決算額でございますけれども、3億8,338万8,379円でございます。これには28年度で繰り越しいたしました都道215号線（唐滝川）配水管改修工事（その4）に係る332万6,400円が含まれております。

資本的支出の内訳といたしましては、第1項建設改良費2億6,419万768円で、主な工事といたしましては、坂下地区配水管布設工事第20工区ほか16件でございます。工事の状況につきましては、水の23ページからの平成29年度の八丈町水道事業報告書の水の26ページから27ページに記載しております。

第2項企業債償還金1億1,919万7,611円で、29年度末の水道事業の起債残高につきましては23億2,213万8,424円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億2,627万7,379円につきましては、繰越工事資金、当年度分の消費税資本的収支調整額、過年度分の損益勘定留保資金、当年度分の損益勘定留保資金で補填いたしております。

次のページ、水の3ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

1の営業収益、1個飛びまして3の営業外収益、5の特別利益を合計した収益は4億4,474万8,528円で、2の営業費用、4の営業外費用、6の特別損失を合計した費用は4億4,755万9,749円となりまして、差し引き281万1,221円の当年度の純損失が生じました。前年度の繰越欠損金を加えますと、当年度末、29年度末の未処理の欠損金につきましては4,857万9,088円となっております。

次のページ、水の4ページのほうをお願いいたします。

水の4ページの下の方でございますけれども、平成29年度八丈町水道事業欠損金処理決算書（案）となっております。

当年度未処理欠損金4,857万9,088円を計上しておりますけれども、資本金5億662万7,541円のうち1億5,795万27円を減少いたしまして、欠損金4,857万9,088円を補填し、繰越利益剰余金を1億937万939円にしようとするものでございます。なお、この資本金の額の減少につきましては議会の議決が必要でございますので、この後、議案として提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

漏水修理等が多く、29年度も赤字決算となりましたが、今後も施設整備と維持管理、水質の安全管理等に万全を期しながら事業を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

続けて、八丈町の債権管理条例第14条に基づき実施した平成29年度の水道事業会計の私債権の放棄についてご報告いたします。

平成22年度から29年度までの死亡2名18件3万7,799円、所在不明等4名19件2万2,112円、消滅事項3名3件2,185円、合計9名40件6万2,096円の債権を放棄いたしました。

続きまして、平成29年度の水道事業会計の資金不足比率をご報告いたします。

平成29年度につきましても、資金不足はありませんでした。数値のほうでございますけれども、平成29年度の八丈町公営企業経営健全化審査意見書のほうでご確認いただければと思います。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 質疑に入る前に申し上げます。

発言者は資料のページ、科目などを必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

1番。

○1番（沖山恵子君） 過去にもいろいろなものを精算して、資本金を減らして数字を適正化していくというのはとてもいいことだなと思って、水道事業、常々大丈夫かな、お金大変なんじゃないかなと心配していたんですけども、いろいろやっぺらっぺらなと思ってよかったなと思うんですが、そもそものこの資本金というのが、すみません、不勉強でわからないんですが、5億円ですか。もともとの資本金というのはどういう積立金、資本金としてあったもので、それを減らすということなんですけれども、その辺の経緯のほうを教えてくださいませんか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 後で議案として出ますけれども、今回の欠損金処理計算書の案で減らしました1億5,795万円ほどの資本金につきましては、資本的収入に繰り入れられた一

般会計の繰入金を原資にするものでございます。

(沖山議員「今まで」の声あり)

○企業課長(菊池正勝君) 今までのですね、はい。

○議長(土屋 博君) いいですか。不満だったら質問してください。

1 番。

○1 番(沖山恵子君) そうしましたら、一般会計で少しずつ資本金として積み立てていたものをここで取り崩して、いろんなものを精算していくということで、5 億円から今回、1 億 5,000 万取り崩しました。それで、今回、いわゆるきれいになってまた始めましょうということなんですけれども、今後の予定として、5 億円を 1 億 5,000 万って結構大きなお金だと思うんですけれども、今後また、年々赤字が出てきて繰り越していくと、そのうちまた大変になると思うんですが、今後の見込みとかはどうですか。

今回、2,800 万の赤字ということで済んでいると思って、経営努力、結構なさったなと思うんですね。いろんなこと調べますと、バスとか水道とか、全国どこでも自治体がやっけて赤字なのが普通で、なかなか利益が出るものではないよということがわかってきましたので、その中で頑張っていらっしゃるなどは思うんですけれども、今回はこれで済むと思うんですが、今後についても、見込みとか状況とかわかったら教えてください。

○議長(土屋 博君) 1 番議員、決算認定ですので、そういう考えで発言してください。

(沖山議員「はい」の声あり)

○議長(土屋 博君) 企業課長。

○企業課長(菊池正勝君) 今回、後でまた議案で出させていただくということですが、累積赤字を 0 にするというところで、見た目上はきれいになったというのはそのとおりだと思いますけれども、苦しいのは変わらない状況でございます。1 番議員の方が、もう前々から水道料金の改定はしなくて大丈夫かというご質問をしていると思いますけれども、確かに検討しなきゃいけないというのが現状でございます。

ただ、前にも申し上げましたけれども、もう単純に値上げが収益改善になるかというところを、私どもちょっとまだ疑問に感じているところで、まだ細かいような方針を出せていないという状況でございます。それで収益が少なくなるということは、監査委員の意見書のほうにも書かれておりましたけれども、今度は歳出を削減しなきゃいけないという形になると思いますけれども、その辺のことについても施設が老朽化していて漏水等が多い状況でございますので、その辺のところはもうやらなきゃいけないことはやりながら、施設を縮小とい

いますか統合とか、そういうのを考えながら何とか経営改善を図りたいというふうに今、考えているところがございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（土屋 博君） いいですか。ほかに。

8番。

○8番（岩崎由美君） 8番、いきます。

そういったライフラインを今後もしっかり整備してというところなんですけど、そもそもこの八丈町の水道管が、どのぐらい古い水道管がどこにどのように埋設されているかというの
はわかっているんでしょうか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 管路図といいますか、そちらのほうについては、現在、電子化で
できていることはできています。ただし、古いものについては、掘削してみてもそのとおりじ
ゃないというのが何件もございますので、その都度、そこは修正していきながら新しいもの
に変えてはいつているんですけれども、全て正確なものが今、現実的にあるかという、今
のところそうではないというのが現実でございます。

○議長（土屋 博君） 8番。

○8番（岩崎由美君） それじゃ掘らないとわからないというところだと思うんですけれども、
そうやって修正しながら、やはりどこにどんなものが埋まっているかわからないと、効率的
にも非常に、工期とかにかかってくると思うので、だんだんその情報を積み重ねて正確
なものをつくっていただきたいと思うんです。これは要望です。

○議長（土屋 博君） 要望。

（岩崎議員「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） いいですか。

9番。

○9番（奥山幸子君） ちょっとわからないから質問なんですけれども、閉栓件数ね、これは
例えば空き家になっちゃった場合に、そこに水を供給する必要がないので栓を閉めるという
ことでいいわけですか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） こちらにつきましては、メーターは撤去しないまま休止にしてい
る件数ということでご理解いただきたいと思ひます。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） もちろん撤去はしないけれども、栓は閉めるということですね。そこに給水はしないということですよ。給水がとまるということですよ。そうすると、水道会計の経費としては少し削減できるんですか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） こちらにつきましては、休止につきましては、3年を限度に手数料をいただいております。その手数料は、3年で消費税抜きで2,000円という形でございます。それで現在、休止となっていては何かあるといけないので、検針のほうはやっております。それで、検針1件、一応80円で委託しておりますので、それを計算しますとマイナスという状況なので、経費は逆に言うとかかかってしまうということになります。

○議長（土屋 博君） いいですか。

（奥山（幸）議員「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） ほかに。

8番。

○8番（岩崎由美君） ちょっと私の記憶なんですけれども、以前、観光施設で井戸を掘って、そこで使っているのをなるべく水道を使ってほしいとお願いするという話があったと思うんですけれども、その件はその後どうなったでしょうか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） その件につきましても、相手方も企業でございますので、なかなか難しいかなというところでございます。

（岩崎議員「わかりました」の声あり）

○議長（土屋 博君） いいですか。ほかに。

10番。

○10番（奥山博文君） うちも閉栓件数の中に入っていると思うんですけども、赤字じゃやっぱりまずいんじゃない。何とか経営できるように、確かに高いか安いかといったら、使いたくないのに3年間で何千円払うというのは、うちも2カ所ぐらい、多分、そういう入っているとは思いますが、余りそんな経営的によくないのに、赤字とわかっていてその金額でいいものかどうかというの。

○議長（土屋 博君） 管理者。

○公営企業管理者（關村三男君） ただいまの件につきましても、将来に向かってやっぱり赤字解消していくということで考えておりますので、見直しを当然していこうというふうに考

えております。

(奥山(博)議員「わかりました」の声あり)

○議長(土屋 博君) よろしいですか。

(奥山(博)議員「はい」の声あり)

○議長(土屋 博君) ほかに。

(発言する者なし)

○議長(土屋 博君) なければ前に進みます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第13、認定第1号 平成29年度八丈町水道事業会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

ここで休憩いたします。10時30分まで休憩いたします。

(午前10時15分)

○議長(土屋 博君) 休憩を解いて再開いたします。

(午前10時30分)

◎認定第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第14、認定第2号 平成29年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 書類番号8の2枚目のほうでございます。

認定第2号 平成29年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算認定について。

平成30年9月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成29年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付します。

まず初めに、管理者のほうから決算概要を申し上げます。

○議長（土屋 博君） 説明、公営企業管理者。

○公営企業管理者（關村三男君） それでは、バス事業につきまして、よろしく願いいたします。

29年度のバス事業につきましては、乗合収入関係が少し伸びてはおりますが、ほぼ前年と同様な数字、ただ貸切事業につきましては約3,000万、大きく収益が伸びているところがございます。トータルでは、当年度の純損益、利益としまして58万6,000円という数字が計上されてございます。

バス事業につきましては、安全運行の管理の観点から、バスの運転手やバスガイド等を配置しながら安全管理に努めているところがございますが、またこれ30年につきましても同様な形で安全確保をしていきたいというふうに思っております。

詳細につきましては、企業課長より説明いたします。

○議長（土屋 博君） 説明、企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） それでは、水道事業会計決算書の次の青い紙の次になります。1枚めくっていただきまして、運の1ページのほうをお願いいたします。青いというか、水色の紙の次のところを1ページめくってください。

平成29年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算報告書。

まず、収益的収入及び支出でございます。

収益的収入でございますけれども、決算額、上の収入の表の右から3列目でございますけれども、決算額につきましては1億4,930万6,497円でございます。

内訳でございますけれども、第1項営業収益9,129万2,424円で、28年度と比較いたしまして、乗合、貸切とも増収となっております。特に貸切については、前年比451台増で、消費税を除きますと2,881万3,000円増額となっております。

第2項営業外収益5,708万9,106円で、この中の主なものでございますけれども、一般会計の補助金、長期前受金戻入でございます。一般会計の補助金につきましては、営業収益が増になったことによりまして、28年度と比較いたしまして600万円の減額となっております。

第3項特別利益92万4,967円、こちらにつきましては過年度の損益の修正によるものでございます。

次に、下の表でございます。支出のほうでございます。

支出の決算額でございますけれども、1億4,710万9,131円でございます。

内訳といたしましては、第1項営業費用1億4,298万8,750円、これは職員の人件費、車両の維持管理費、運行の管理費、減価償却費、固定資産除却費が主なものでございます。

第2項営業外費用につきましては412万381円、これは企業債の利息、退職給与金の償却、消費税納付額でございます。

第3項特別損失については決算額は0でございます。

続きまして、次のページになります。運の2ページのほうをお願いいたします。

こちら資本的収入及び支出の決算報告書でございます。

資本的収入でございますけれども、決算額は0でございます。収入はございませんでした。

資本的支出の決算額でございますけれども、4,090万8,345円となりました。

内訳は、第1項建設改良費2,189万7,898円でございます。こちらは乗合バス1台の購入費でございます。この乗合バスについては、鯨の絵が描いてある乗合バスでございます。

第2項企業債償還金1,901万447円でございます。29年度末の一般旅客自動車運送事業の起債残高でございますけれども、4,165万4,508円となっております。

加えて、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4,090万8,345円は、当年度分の消費税、資本的収支調整額、過年度分の損益勘定留保資金で補填いたしております。

次のページ、運の3ページのほうをお願いいたします。

損益計算書でございます。

1番の営業収益、飛びまして3の営業外収益、5の特別利益を合計した金額でございますけれども、1億4,341万4,577円でございます。

2番の営業費用、4番の営業外費用を合計した金額でございますけれども、1億4,282万8,779円となりました。今の収入から支出を差し引きますと、58万798円の当年度の純利益が生じました。前年度の繰越欠損金を加えますと、当年度の未処理欠損金につきましては17万9,057円となっております。

次のページをお願いいたします。

下の表でございますけれども、欠損金の処理の計算書の案でございます。

当年度の未処理欠損金17万9,057円を、未処理のまま繰り越したいということでございます。

29年度につきましては、貸切がかなり営業収益を増やしまして、わずかではありますけれども黒字決算となりました。この収益をできるだけキープしながら、これはかなり難しいことではございますけれども、引き続き安全・安心な輸送サービスを提供していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、平成29年度一般旅客自動車運送事業会計の資金不足比率をご報告いたします。

平成29年度につきましても、一般旅客自動車運送事業会計の資金不足はございませんでした。数値のほうでございますけれども、決算の資料の中にごございます平成29年度八丈町公営企業経営健全化審査意見書のほうでご確認ください。こちらにつきましては、水道、バス、病院、3会計の数値が載っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 質疑に入る前に申し上げます。

発言者は資料のページ、科目などを必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） 10番。

よくなったといっても、結局、一般会計からの繰入金があつてのことでございますので、これ28年と比べて29年はこういう新しいことをやったというのは何かあります、ほかに。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） これについては、今から申し上げることについては集客の効果とございますか、実際の乗客を増やすことに直接結びついたかどうかとございますと、結びついていないというのが現実でございますけれども、昨年度、廃車するバスのラッピングを剥がしまして、島内の保育園の園児等に絵を描いたバスを運行したというところが1点あります。

あと、これは多分皆さん、余りご存じないかもしれませんが、10月のハロウィンの時期には、乗合バスをふだん利用しているお客様に感謝の意味を込めまして、ハロウィンバスという形で、バスの中をこれも装飾いたしまして、その日に乗ったお客様には、少ないものでございますけれどもお菓子を配らせていただきました。

あと、クリスマスの時期には中の装飾をクリスマスバージョンにいたしまして、同じように、あと乗務員にサンタクロースの格好をさせて、運転手も運転に支障がないように帽子等をかぶらせて運行したということをやりましたけれども、実際にはこれにより乗合の状況が増えたということではございません。私どもの考えでは、一応ふだん利用していただいているお客様に感謝するというのでやらせていただきました。

あとは、先ほど申し上げました新しいバス、今までのバスも小・中学生に絵を描いてもらったものをラッピングしておりましたけれども、八高生がラッピングをした乗合バスを制作したということがございます。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 本当に知らなくてどうもすみません。素晴らしいことだと思いますよ。ぜひとも29年の決算なんだけれども、継続は何とかなるといいますから、続けていっていただければと感心しました。自己財源で黒字化できるように、何とかお互い頑張っていきたいと思います。ご苦労さま。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） やっぱりバスというと、観光客に対する対応が一番大事だと思うんですよ。貸切が順調ということなんですけれども、シーズンになりますと民間のレンタカーがなくなると。貸切は団体ですから、それでいいんですけれども、個人のお客様も多いわけで、そういう人たちの対応が全くできていないと思うんですよね。レンタカーはそれぞれに会社側の保有台数が、10台も20台も保有しているわけにいかないの、やはりバスで観光客に対するサービスというのはあってしかるべきだと思うんですよ。

たまたま、この間、新潟県村上市に視察に行ったんですけれども、観光巡回バスというのがあって200円だったかな、観光スポットをぐるぐる回っていて、大体1時間おきぐらいに出ているんですね。そのバスの中に停まる観光スポットの映像が流れるんですよ。次のスポットの観光地はこういうところ、こういう歴史があります、こういうことが見られますというのを映像で出していて、すごくわかりやすく、次にここ行ってみようとか、またもう一回乗って次に行こうとかというのがすごくいいなと思ったんですよね。観光バスがないというのはすごく観光客にとって損失だと思うんですよ、町にとって。何かこの決算なんですけれども、これからのバス事業に当たって、そういうことを考えてほしいなと思うんです。

この決算審査の意見を見ても、最後のほうに路線バスを利用した観光ルートというのを、私も何年前に言ったと思うんですけれども、全然それは進んでいないということで、ぜひ

何か取り組んでいただきたいんですけれども、課長のお考えはどうでしょうか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） まず、観光バスと申しますか、恐らくおっしゃっているのは定期観光のようなものだというふうに思ったのですが、定期観光につきましては、一度こちらのほうで廃止したという経緯もございますので、そこは慎重に考えたいというふうに思っております。

あと、今の乗合バスを使って観光していただくというような案でございますけれども、こちらはもう弁解のしようがありませんけれども、一番乗合バスのことがわかっているのは乗務員たちでございますので、そちらのほうで今考えさせておりますので、まだしばらくお待ちいただきたいということでございます。

あと、先ほど言われましたバスの中にモニターで観光地の案内をするということでございますけれども、設備面等ございますので、それもなかなか難しいかなということもございますけれども、これを言うところとちょっと問題があるかもしれませんが、私どもの乗務員、運転手は、皆さん個性豊かな職員がそろっております。ですので、遠慮なく、今もやっておりますけれども、運転手に聞いていただければいろんなことをご案内できると思っておりますので、その辺を少しPRしたいなと思っておりますけれども、よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 先ほどのモニターの件は、そんなにお金かかるふうには思えなかったですよ。本当に、小さなテレビみたいな感じでしたから、できないことはないと思います。乗務員の方がいろいろ教えてくださいと、それはそれでいいんですけれども、やっぱり聞かなければ答えていただけないわけだから、そうじゃなくて、受け身の観光客多いわけですから、こちらから発信するという姿勢をやっぱり持ってほしいなと思います。

これ、今の話と別なんですけれども、末吉からの回送車に人を乗せるという話はどうなっているのでしょうか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） その辺につきましては可能ということで、乗務員たちもやれるという話は聞いておりますけれども、運行させる私のほうといたしましては、全協でも提案させていただいたように、乗務員がかなり今の状況は労働環境的に厳しい状況になっておりますので、その辺でちゅうちょしているのが現状でございますけれども、ただ現場のほうは前向きに考えたいと言っておりますので、もうしばらく時間をいただきたいということでございます。

ます。

○議長（土屋 博君） 5番。

○5番（山本忠志君） 5番です。

いただいた資料の運の19ページがあるんですけども、これは一般乗合バスと貸切事業についての1年間の収入と輸送人員ということで一覧表になっていて、大変わかりやすくなっているものなんですけど、本当に一目瞭然、貸切事業につきましては前年比2,880万円の増ということで、おおよそ2倍近い増収になっているということで、大変企業課の皆さんのご努力の成果じゃないかなと思って、心より敬意を表するところでございます。

一方、それに比べて乗合のほうなんですけれども、前年比55万8,000円という増になっておるんですけど、この表の中で、当年度も前年度も似たような傾向として、7月と3月、輸送人員に比べて収入の金額が極端に増えているデータが出ているんですけども、これは企業課としてはどのような、何に起因するものと捉えておりますか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） こちらのほうの収入につきましては、東京都のシルバーパスの運賃補償の代金が入っているので増えているということでございます。入る時期なので増えているということでございます。

○議長（土屋 博君） 5番。

○5番（山本忠志君） わかりました。じゃあ、特に人は同じで収入増えたといっても、そういう時期に当たっているということなわけですね。

もう一つ、今度はちょっと話が変わるんですけども、バスについては、特に乗合バスについては住民の要望、非常に多いんですね。医療関係と、それから介護関係とバスに関しての住民要望はたくさん受けます。ちょっとわがままのような要望もあるんですけども、もうちょっとバスの本数を増やしてもらいたいとか、大きなバスで無駄に走っているからマイクロバスがいいんじゃないとか、あるいはもうちょっと都道ばかりじゃなくて町道も、ちょっと広目の町道については細かに入り込んで路線を考えてもらえないとか、いろいろあるんですけども、先ほどの説明でハロウィンバスとかクリスマスバスとか、いろいろ工夫をなさっている様子はわかるんですけども、もうちょっといわゆる足に、交通機関を持たない、いわゆる交通弱者と言っているんでしょうかね、そういう方への今後の対策というのは何か考えございますか。

○議長（土屋 博君） 答弁求めますか。

(山本議員「答弁してください」の声あり)

○議長(土屋 博君) 企業課長。

○企業課長(菊池正勝君) バスに関する要望はいろいろ伺っているということは事実でございますけれども、そういう要望につきましても多種多様でございます、1人1人の要望をお聞きするのが、満たすものが果たして中型から大型のバス、小型バスもありますけれども、それでいいのかというところが、考えがございます。恐らく利用される人たちのニーズというのはドア・ツー・ドアといいますか、自分の家から目的地までもう直結で、おりたらずぐに乗って、おりたらずぐに目的の場所に行けるというのが一番の理想だというふうに考えています。それを行うには、余りにもバスは小回りがきかな過ぎると。小型のバスで行ったとしても、小回りがきかな過ぎるといような考えでございます。

それですので、今後につきましては、バスだけじゃなくて、もっと小回りもきくものも、福祉健康課長ともお話しさせていただいているんですけれども、高齢者等、免許返還した方々に対しても、果たして路線バスで全てを対応するようなことが、実際に利用していただける人に喜ばれるのかというところは、私のほうはちょっと疑問に感じておりますので、その辺の全てを賄うような路線バスをつくるというような考えは、今のところちょっと難しいかなというふうに考えております。

(山本議員「ありがとうございました」の声あり)

○議長(土屋 博君) ほかに。

8番。

○8番(岩崎由美君) 2つあるんですけれども、まず1つ目です。

乗合のほうで、例えばバスの中に広告というのは可能なんでしょうか。

○議長(土屋 博君) 企業課長。

○企業課長(菊池正勝君) 有料で可能でございます。

○議長(土屋 博君) 8番。

○8番(岩崎由美君) 私もさっきのサンタクロース、知らなかったんですけれども、民間企業とかそういうところが広告を出すことは可能ということ、知らない人たちがたくさんいると思うんですね。少しでも、そんなに大きな収益につながるかどうかわからないんですけれども、やはりそういった新しい試みが、結構いろんな試みをやっているのは私、頑張っているなど見ているんですけれども、そういうことも例えば観光協会とタイアップしたりして、PRをもう少しされたらいいかなと思うんですが、いかがでしょう。

ちなみに広告費、幾らですか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） まず、広告費でございますけれども、A3を一回り大きくしたような形の大きさでございますけれども、それが1枚1日、消費税抜きで300円という形になっております。

PRということでございますけれども、これは定期監査の中でも、監査委員のほうにもっと宣伝したほうがいいということは、もう重々言われております。その辺、有料であるということですから、企業側も広告を出される方にも効果を示さなきゃいけないというところで、うちの乗客層とかを考えますと、高齢者向けのご案内が一番いいかなと思うんですけれども、その辺についてもアピールしたいというふうに考えております。

現在は、庁内のお知らせ等を細々と言っては表現が悪いですが、掲示している状況ですので、それを見て、こういうふうに広告ができるんだというのを思っただけならばという考えもあって出させていただいている面もありますので、その辺、皆さんもぜひとも宣伝のほうお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 8番。

○8番（岩崎由美君） じゃあ、広告のほうは、私も、そういう方法があるんだよというふうにみんなに伝えたいと思います。

もう一点です。

貸切が好調なのは非常にすばらしい、皆さん一生懸命やっけていらっしゃるというのも存じ上げております。ところが、やっぱりダブルブッキング、去年も発生したと思うんですけれども、今回についてはダブルブッキングをしてお断りしてしまったお客様というのは何件ぐらいありましたか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 細かい数字はございませんけれども、お断りしたものは確実にございます。ただ、この言い方はちょっとまずいかもしれませんが、旅行会社につきましてもお互いさまといいますか、あっちも予約入れて直前になって用意していたのにパスとかいうことがございますので、両方わかった上での状況だと考えております。できればもちろんこちらも、できるだけ時間の融通がきけば何とか手配できるようにするとか、ほかの方法をご提案したり、なるべく町のほうに来ていただけるように考えておりますので、よろしく申し上げます。

あと、こちら貸切が伸びているということは、貸切バスだけでなく産業観光課等の観光誘致が功を奏しているというふうに考えておりますので、要は町全体でこれだけ貸切バスを増やしたということで考えていただくよう、よろしく願いいたします。

(岩崎議員「はい、頑張ってください」の声あり)

○議長(土屋 博君) ほかに。

10番。

○10番(奥山博文君) 10番。

先ほどのバスの中の広告のことなんだけれども、はっきり言って、先ほども言ったんだけど、一般会計のほうから五千何百、補助金としてもらっているわけですけど、要は町の中の温泉でいえばあそこは環境課になるのか。

(「住民課」の声あり)

○10番(奥山博文君) そうだね。住民課になるのか、温泉は。そっちか。そっちの福祉のほうで予算をとってバス会計に回すとか、まずバスをにぎやかにすればいい。「やすらぎ」、「みはらし」とやってさ。もちろんそれは町の中で動く金だから、そうすると格好もつくじゃない。少しでも一般会計からぼんと来たんじゃないで、一般会計から利益を得てどうのこうのになるからさ。そうすると、民間のほうも出しやすくなると思うんだよね。だから、まず温泉から、町の関係からやってさ、ぜひともやってもらいたいと思うね。東京行くと、これぐらいの枠で差し込み式でありますよね。そういう形でぜひともやってもらいたい。監査委員もいますけれども、加工組合でも出すと思いますよ。よろしく願いいたします。

○議長(土屋 博君) 答弁はいいでしょうか。

(奥山(博)議員「はい」の声あり)

○議長(土屋 博君) ほかに。

(発言する者なし)

○議長(土屋 博君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第14、認定第2号 平成29年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

◎認定第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第15、認定第3号 平成29年度八丈町病院事業会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、企業課長。

○企業課長(菊池正勝君) それでは、書類番号8の3枚目になります。

認定第3号 平成29年度八丈町病院事業会計決算認定について。

平成30年9月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成29年度八丈町病院事業会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付します。

まず初めに、管理者のほうから決算の概要を申し上げます。

○議長(土屋 博君) 説明、企業管理者。

○公営企業管理者(關村三男君) それでは、29年度の病院会計につきまして、よろしくお願ひいたします。

29年度につきましては、入院関係につきましては前年に比べて約1,300万の増、外来収益につきましては約2,300万の増という数字になってございます。

大きくは一般会計からの繰り入れを約半減にしているという形での数字でございますが、それで当年度の純損益としましては1,200万の黒字という形に数字上はなってございます。

また、病院会計の4条予算の関係につきましては、やはり医療機械の購入とか、そういうものがございまして、結構、4条予算的には支出が多くなっている状況になってございます。

また、ご存じのように、看護師だったりほかの医療スタッフの関係につきましても、いろんな形で募集をかけている最中ですが、それらがまだ満足に充足していない状況の中でござ

いますけれども、私どもとしては、いろんなつてを伝って人材確保に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

それでは、数字的な細かいことにつきましては、企業課長より申し上げます。

○議長（土屋 博君） 説明、企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） それでは、ただいまの一般旅客自動車運送事業会計決算書の次のピンク色の紙の次になります。1枚めくりまして、病の1ページをお願いいたします。

平成29年度八丈町病院事業会計決算報告書。

収益的収入及び支出のほうでございます。

収益的収入の決算額でございますけれども、12億7,828万6,735円でございます。

内訳といたしましては、第1項医業収益7億5,957万7,232円で、28年度と比較いたしまして、入院・外来とも増収となりまして、消費税抜きで医業収益の増収につきましては3,303万4,889円の増額となっております。

第2項医業外収益につきましては4億9,519万4,959円で、主なものにつきましては東京都の補助金、一般会計の補助金、長期前受金戻入、資本費繰入収益、休日夜間診療業務受託費等でございます。

第3項特別利益2,351万4,544円、こちらにつきましては過年度分の長期前受金戻入ほかの修正によるものでございます。

続きまして、資本的支出のほうでございます。決算額につきましては12億6,311万6,666円でございます。

内訳といたしまして、第1項医業費用12億2,797万5,135円、これは医師や職員の人件費、診察の材料、薬品費、施設の維持管理費、減価償却費、固定資産の除却費が主なものでございます。

第2項医業外費用3,514万343円、これは企業債の利息、開発費の償却、退職給与金償却、患者外の給食の材料費、消費税納付額でございます。

第3項特別損失は1,188円でございます。

次のページをお願いいたします。病の2ページでございます。

資本的収入及び支出のほうでございます。

収入の決算額でございますけれども、1億4,987万9,000円、内訳といたしまして、第1項の企業債が1,010万円、第2項一般会計負担金8,882万1,000円、第3項都支出金4,555万8,000円、第4項他会計補助金540万円、こちらは国保会計からのものでございます。

資本的支出の決算額でございますけれども、2億2,931万1,498円。

内訳でございますけれども、第1項建設改良費4,040万3,098円で、医療機器の購入費でございます。

第2項の企業債の償還金は1億8,890万8,400円です。

29年度末の病院事業の起債の残高、借入金の残高でございますけれども、14億2,872万7,715円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額が7,943万2,498円でございますけれども、それにつきましては当年度分の消費税資本的収支調整額、過年度分の損益勘定留保資金で補填しております。

次のページの損益計算書でございます。

1の医業収益、1つ飛びまして3の医業外収益、5の特別利益を合計した収益でございますけれども、12億7,475万5,055円でございます。2の医業費用、4の医業外費用、6の特別損失を合計した費用でございますけれども、12億6,257万4,732円となりまして、差し引き1,218万323円の当年度の純利益が生じております。

前年度繰越欠損金につきましては、資本金を減少して0にいたしておりますので、当年度の未処分利益剰余金が1,218万323円となっております。

次のページ、病の4ページをお願いします。

下の表でございます。平成29年度八丈町病院事業剰余金処分計算書（案）でございます。当年度分の未処分利益剰余金1,218万323円を未処理のまま繰り越したいと思っております。

病院事業につきましては、29年度は黒字の決算となりました。しかしながら、厳しい経営状況は変わりありません。このような中、引き続き地域医療の維持に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、八丈町債権管理条例第14条に基づき実施いたしました平成29年度の病院事業会計の私債権の放棄についてご報告いたします。

平成22年度から平成26年度までの生活困窮が1件2万1,750円、所在不明が9件23万4,270円、合計10件25万6,020円の債券を放棄しております。

続きまして、平成29年度八丈町病院事業会計資金不足比率をご報告いたします。

平成29年度につきましても、資金不足はございませんでした。数値のほうでございますけれども、先ほどちょっと私、資料の題名を間違えておりました。平成29年度の八丈町資金不足比率審査意見についてというものが決算審査の資料の後についていると思っておりますけれども、

そちらのほうでご確認いただければということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 質疑に入る前に申し上げます。

発言者は資料のページ、科目などを必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

9番。

○9番（奥山幸子君） 決算審査意見の結びの部分、一番最後の33ページですけれども、病院の建物が既に20年を経過しているということで、施設の延命化に努められたいとなつていますが、いずれは建て替えということも考えないといけないわけで、中途半端な額じゃないですから、基金の積み立てとかいうことは考えていらっしゃいますか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 具体的な大規模改修計画等、ほかまだはっきり出ておりませんので、資金的にもその資金を算定いたしてからその辺を考えたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（奥山（博）議員「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 言おうかなと思ったんだけど、やはり二十数年、ちょうど自分らが新人議員で病院建設特別委員会というのをつくって、前の病院が43年たったのかな、当時の町長は渋ったんだけど、議会が中心となって今の病院を建てたんですよ。あれからもう20年も、折り返し地点だなという感じがするんですよ。この庁舎を建てるときも基金を積み立てて、なかなか厳しい財政ですから、基金を積み立てるのも少しずつ、長くやっていると、これ難しいなと思うんでね、長い目で計画立ててやったほうがいいと思うんですよ。ぜひとも、20年先のことと言うかもしれないけれども、町長ね、やっぱり先を見て、少しずつ考えていったらいかがかなと思いますので、ぜひとも管理職内で検討されたほうがいいと思います。これ意見で。

○議長（土屋 博君） 意見でね。

ほかに。

5番。

○5番（山本忠志君） 5番です。

病院については、私のところには結構いい評価が届いているんですよ。昔は悪い話しか

聞かなかったんですけれども、最近は、ちょっとお金はかかるけれども東京並みの治療をしてくれるということで、非常に喜んでいて意見が来ています。それから、お医者さん、看護師さん、受付の女性、集金のところの会計の女性、それから予約係の方、1階のフロアでよく目にする方々ですけれども、大変対応がよくて、管理職の方々の日ごろの教育・指導といえますか、実っているんじゃないかなというふうに思います。ありがたく思っております。それはいいんですけれども、中身は確実に、僕は前進していると思います。

心配なのが、今、お二方からお話がありましたけれども、建物ですね。やっぱりどうもトイレのところとか階段のところとか、建造物の経年劣化は免れないというか、せつかくいいソフト面での向上があるんだけれども、ハード面での劣化が心配だと。

それからもう一つ、この間も僕、全協のときにお話ししたんですけれども、先ほどの33ページのところに、この意見のところですね、意見書の33ページの病院スタッフのことについてのことが課題として述べられてあります。やっぱり看護師さんとか薬剤師さん、診療放射線技師等の不足があって、何か常時、八丈町のホームページを見ると募集しているというふうな、これ病院だけじゃなくて、例えばこの間見たら、ケアマネジャーの募集が載っていましたね。それですとか、ほかの分野でもいろいろ町で人材不足というのが顕著にあらわれているように思うんですけれども、ただ単にホームページで募集かけてでき上がった人材を町で採用するという考え方から、町で育成していくという、ちょっと構造的な意識変革も必要じゃないかなというふうに思うんですけれども、今、この場合は企業会計の決算の場なので、ほかの人事担当の方の意見を伺うのは無理かなと思うんですけれども、意見としてはそういうふうにしていただきたいと思います。

○議長（土屋 博君） ほかに。

4番。

○4番（山下 巧君） ちょっと会計と違うんですけれども、この夏、東京の病院へ行ってほしいと、町立のお医者さんに言われた患者さんが、飛行機がとれなくてなかなか行けなかったということが起きているんですけれども、以前は全日空に何席か最後までとっておいていただいているという話を聞いているんですが、今どうなっているか教えていただきたいんですけれども。

○議長（土屋 博君） 事務長。

○病院事務長（菊池 良君） 患者さんの席というのは、町立病院では確保しておりません。

○議長（土屋 博君） 4番。

○4番（山下 巧君） 病院で確保するのは難しいかと思うんですけども、特に緊急を要する場合、ヘリコプターを呼ぶほどでもないけれども早く行ってほしいと、病院の先生は言っているんだけども行けないと、これは何とかしなくてはいけないかなと思います。

○議長（土屋 博君） 要望ということで。

（山下議員「そうですね。ぜひお願いします」の声あり）

○議長（土屋 博君） 8番。

○8番（岩崎由美君） 看護師さん不足ということで、看護師さんの話を聞くと、臨時診療の負担が非常に大きいという話を聞いています。薬剤師さんとか薬剤スタッフさんなんか、たまに何か私の友達が向こうから来て、助っ人をしたみたいな話もちよっと聞いたことがあるんですけども、例えば臨時診療のときに、依頼されているお医者さんと一緒に向こうから短期的に看護師さんに来てもらうようなことというのはできないんでしょうか。

○議長（土屋 博君） 事務長。

○病院事務長（菊池 良君） 今、看護師さんとセットでということだと思うんですけども、そういう要望はしておりません。あくまでも臨時診療であっても当病院で診察することですので、当院の看護師で賄うということが原則だと思われまます。そういうことができるかどうかという状況でございますが、ほかの今現在、臨時診療の医師自体も確保が難しい状況になっております。以前、派遣していただいた大学病院さんですら、もう医師の派遣が難しいという状況でございますので、その看護師さんをセットにしてという状況は、なおさら難しいかと考えております。

○議長（土屋 博君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第15、認定第3号 平成29年度八丈町病

院事業会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第16、報告第2号 平成29年度八丈町病院事業会計継続費精算報告についてを上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） それでは、書類番号9をお願いいたします。

報告第2号 平成29年度八丈町病院事業会計継続費精算報告について。

平成30年9月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公営企業法第26条の規定により、次のとおり報告する。

次のページをお願いします。

平成29年度八丈町病院事業会計継続費精算報告書。

こちらでございますけれども、事業名は非常用発電機ラジエーター改修事業でございます。こちらの継続事業に係ります事業年度が平成29年度で終了したため、継続費の精算について報告を行うものでございます。

こちらの全体計画でございますけれども、28から29年度の2カ年で総額が1,010万円となっております。

実績でございますけれども、支払い義務の発生額は2カ年で1,009万9,080円でございます。年割額と実績との差については920円の差でございました。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

以上で日程第16、報告第2号 平成29年度八丈町病院事業会計継続費精算報告については終わります。

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第17、議案第67号 平成30年度八丈町水道事業会計資本

金の額の減少についてを上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） それでは、書類番号10をお願いいたします。

議案第67号 平成30年度八丈町水道事業会計資本金の額の減少について。

平成30年9月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公営企業法第32条第4項の規定に基づき、別紙のとおり平成30年度八丈町水道事業会計資本金の額を減少させることについて、議会の議決を求めます。

次のページをお願いいたします。

こちら、先ほど水道事業会計の決算認定のときにも申し上げましたけれども、平成30年度八丈町水道事業会計資本金の額の減少についてでございます。

平成30年度の八丈町水道事業会計資本金を、資本金5億662万7,541円のうち1億5,795万27円を減少し、繰越利益剰余金に振り替えるというものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第17、議案第67号 平成30年度八丈町水道事業会計資本金の額の減少については、原案どおり可決いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第18、議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動に

ついてを上程いたします。

本件は、お手元に配付のとおり、議会運営委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものとしたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第18、議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものと決定いたします。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長(土屋 博君) 以上をもちまして、本定例会に付議された議案は全て終了いたしました。

よって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、平成30年第三回八丈町議会定例会を閉会いたします。

(午前11時27分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年9月5日

議 長 土 屋 博

署 名 議 員 小 澤 一 美

署 名 議 員 水 野 佳 子